

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
218	○		○					基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。【追加】	公定価格における配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務（常勤（各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者）以外の者。）の教育・保育従事者を充てることができます。なお、設備運営基準等において、学級担任は原則常勤専任であることとされています。
219		○			○	○		基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのでしょうか。【追加】	公定価格における配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務（常勤（各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している者）以外の者。）の教育・保育従事者を充てることができます。なお、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）において、短時間勤務の保育士を充てる場合の取扱いを示しています。
220	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」（令和5年4月21日付こ成保21）においては、「各施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」は常勤の保育士と扱うこととされましたが、公定価格における常勤換算の方法も変更されるのでしょうか。【追加】	当該通知は、最低基準上の保育士定数に充てられる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士について、改めて定義を示したものです。 他方で、公定価格の取り扱いについては、留意事項通知で示しているところであり、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数に達しない者について、常勤換算を行うこととしています。 この取り扱いについては、今般の通知による変更は無く、従前のおり、以下の算式により常勤職員数に換算することとします。 <常勤換算値を算出するための算式> 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない)